生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）<br>**第十条**　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。<br>イ　離職の場合又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項、附則第四条第二項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していない者<br>ロ　（略）<br>二～五　（略）<br>**附　則**<br>（生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置）<br>**第四条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第一項において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第三条第二号に規定する場合における第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用については、第十条第五号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。<br>２　前項の規定は、次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする者については、適用しない。<br>**第五条**　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和二年四月から令和三年三月までの場合にあっては、当該申請に係る第十二条第一項に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内（同条第二項の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内）で延長することができる。<br>２　前項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする者の第十条第四号の規定の適用については、同号中「基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）」とあるのは、「基準額に三を乗じて得た額（当該額が五十万円を超える場合は五十万円とする。）」とする。 | （法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）<br>**第十条**　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。<br>イ　離職の場合又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していない者<br>ロ　（略）<br>二～五　（略）<br>**附　則**<br>（生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置）<br>**第四条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用については、第十条第五号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。<br>（新設）<br>（新設） |